

一般社団法人量子技術による新産業創出協議会 定款

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人量子技術による新産業創出協議会と称し、英文では Quantum Strategic industry Alliance for Revolution【略称：Q-STAR(キュー・スター)】と表示する。

第2条（事務所）

当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

当法人は、量子技術分野において、科学技術の発展への貢献を通じて、我が国の産業を振興し、国際競争力を強化し、ひいては、国民の安全・安心を確立することを目的とする。

第4条（事業）

当法人は、前条の目的を達成するため、産業及び企業の枠を超えて、次の事業を行う。

- (1) 量子技術の動向に関する調査・研究
- (2) 量子技術の産業活用に関する調査・研究・提案
- (3) 量子関連技術に関する調査・検討
- (4) 量子関連人材に関する調査・企画・提案
- (5) 制度・ルールについての調査・検討
- (6) 国内外の量子関連団体等との連携
- (7) その他、普及広報、政策提言など
- (8) 前各号に付帯する活動
- (9) 前各号に掲げるもののほか当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

第5条（法人の構成員）

当法人の会員は、次の5種とし、特別会員、法人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 特別会員：当法人の目的に賛同し、事業に参加するために入会し、また当法人、および部会活動などを積極的にリードする意思をもった法人

- (2) 法人会員：当法人の目的に賛同し、事業や部会活動に参加するために入会した法人
- (3) 準法人会員：当法人の目的に賛同し、事業や部会活動に参加するために入会した会社規模が中小、またはベンチャーと理事会によって認められた法人
- (4) 賛助会員：当法人の事業を賛助するために入会した法人
- (5) アカデミア会員：当法人の事業を賛助するために入会したアカデミア団体

第6条（会員の資格の取得）

当法人の会員として、入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに会員となる。

第7条（年会費）

会員は社員総会の定めるところにより、年会費を納入しなければならない。年会費の額は社員総会において定める。

第8条（任意退会）

会員はいつでも退会することができる。この場合においては、各会員は、3か月前までに当法人に退会の予告をしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

第9条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条（会員資格の喪失）

前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の年会費を納付せず、督促後なお1年以上納付しないとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散若しくは破産したとき。

第4章 社員総会

第11条（構成）

当法人の社員総会は、すべての社員をもって構成する。また、社員総会の議決権は、一社員につき一個ずつ付与するものとする。

第12条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額の決定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会員の年会費の金額
- (7) 重要な財産の処分または譲り受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

第13条（開催）

当法人の社員総会は、定時社員総会としては、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

第14条（招集）

当法人の社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集して開催する。

2. 代表理事に対し、次の各号の一に該当する会員のいずれかから、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、代表理事は 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
 - (1) 特別会員全員（ただし、総社員の議決権の 10 分の 1 以上を有する場合に限る。）
 - (2) 合わせて総議決権の 5 分の 1 以上を保有する社員
3. 社員総会を招集するには、代表理事は社員総会の日の 1 週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、社員総会に出席しない社員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には 2 週間前までに通知を発しなければならない。

第 15 条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2. 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

第 16 条（決議）

当法人の社員総会の決議は、議決権を有する社員の過半数が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

2. 決議において、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、総議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 第 22 条で定める役員の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
4. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際して、候補者の総数が第 21 条で定める定数を越えない場合は、一括で第 1 項の決議を行うことができるが、候補者の総数が第 21 条で定める定数を超える場合は、候補者毎に第 1 項の決議を行い、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第 17 条（書面議決等）

当法人の社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により、又は代理人をもって、議決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに提出しなければならない。
3. 第 1 項の規定により議決権を行使する場合は、社員総会に当該社員は出席したものとみなす。

第 18 条（社員総会の決議の省略）

当法人社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第 19 条（社員総会への報告の省略）

代表理事が社員全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第 20 条（議事録）

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事、監事又は社員より議事録署名人 2 名以上を選任し、議長及び議事録署名人は議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

第 21 条（役員の設置）

当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 20 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 2 名以内
2. 理事のうち、1 名を代表理事とし、副代表理事 5 名以内を置くことができる。

第 22 条（理事・監事を選任及び解任）

理事及び監事は、社員の代表者もしくはこれに準ずる者、外部の有識者、又は当法人の運営に必要な経験及び知見を有する者の中から、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事、副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事は当法人の理事または使用人を兼ねることができない。
4. 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
5. 理事及び監事の解任は、第 16 条第 3 項に定める社員総会の決議によって行う。

第 23 条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行する。主に、当法人の運営体制や事業計画・予算等方針及び事業の決算等の当法人における重要な事項に関して、運営方針を決議する。

2. 代表理事は、本定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、対外的には、代表理事並びに当法人理事長と称することができる。
3. 副代表理事は、代表理事を補佐するとともに、その業務を執行し、対外的には、副代表理事並びに当法人副理事長と称することができる。

第 24 条（監事の職務及び権限）

監事は、理事会の職務執行を監査し法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め当法人の業務及び財産状況を調査することができる。
3. 監事は、当法人の社員総会並びに理事会に出席し、必要があると認めるときは社員総会においては意見を述べることができ、理事会においては意見を述べなければならない。

第 25 条（役員の任期）

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了するときまでとする。
4. 増員により選任された理事又は監事の任期は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、現任理事又は現任監事の任期が満了するときまでとする。
5. 理事もしくは監事は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

第 26 条（報酬等）

理事及び監事は、無報酬とする。

2. 前項にかかわらず、常勤の役員を置いた場合には、職務執行の対価としての報酬ならびに職務の執行に当たって負担した費用を支払うことができる。
3. 前項にて規定のある常勤の役員の報酬は、社員総会においてその総額を決め、理事会の決議に基づいて支給する。

第 27 条（取引の制限）

理事は、次にあげる取引をしようとする場合には、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その後、遅滞なくその取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 28 条（責任の一部免除又は限定）

当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2. 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でない者に限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、10 万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。なお、無報酬の場合は、当法人があらかじめ定める上記限度額を 0 円とすることができる。

第 6 章 理事会

第 29 条（構成）

当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 30 条（権限）

理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 当法人の各規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行監督
- (5) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- (6) 実行委員及び実行委員長の任命及び解職
- (7) 事務局長の任命及び解職

第 31 条（招集）

理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集する場合は、会議の日時及び場所並びに目的である事項を、開催日の 1 週間前までに各理事及び監事に対して通知しなくてはならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで理事会を開催することができる。

第 32 条（決議）

理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有

する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 33 条（理事会の議事の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

第 34 条（報告の省略）

理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することは要しない。

第 35 条（議事録）

理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、議事録に署名し、または記名押印する。

第 36 条（理事会規則）

理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会規則で定める。

第 37 条（実行委員会）

第 4 条に定める事業を推進するために、当法人に事業推進機関たる実行委員会を置く。

2. 実行委員会の委員は、会員の役職員あるいは外部の有識者の中から理事会が選任する。

3. 実行委員会は、法令及び本定款により、当法人の社員総会、理事会及び役員に付与された権限を有するものではなく、また、事業を推進するにあたって、かかる権限を実質的に制約するような運用を行ってはならない。

4. 実行委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。主な職務は以下のとおりである。

(1) 理事会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 理事会に付議すべき事項を決定すること。

(3) 当法人の事務局長が選任されていない場合は、実行委員会委員長（実行委員長と称する）が事務局長の任を代行し、事務局の組織及び運営をおこなう。

(4) その他理事会の議決を要しない業務の執行に関すること。

第 7 章 資産及び会計

第 38 条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

第 39 条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及び収支予算については、毎年度開始日前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、当法人の主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

第 40 条（事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については、毎年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 当法人は、法令の定めるところにより、前項の書類のほか監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

第 41 条（剰余金の分配の禁止）

当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 42 条（会計原則等）

当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2. 当法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

第 8 章 基金

第 43 条（基金の拠出）

当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができる。

第 44 条（基金の取扱）

基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規定によるものとする。

第 45 条（基金拋出者の権利）

当法人は、第 49 条による解散のときまで基金をその拋出者に返還しないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず当法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拋出者に返還することができるものとする。

第 46 条（基金返還の手続）

基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2. 前条第 2 項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

第 47 条（代替基金の積立）

基金の返還を行うため、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取崩しを行わないものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

第 48 条（定款の変更）

本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第 49 条（解散）

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 50 条（残余財産）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与する。

第 10 章 公告の方法

第 51 条（公告の方法）

当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 事務局

第 52 条（事務局）

当法人の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長を置くことができる。

2. 事務局には所要の職員を置く。
3. 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織、運営及び事務局員に関し必要な事項は、理事会の決議により代表理事が別に定める。

第 12 章 附則

第 53 条（最初の事業年度）

当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

第 54 条（設立時の役員等）

当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	綱	川	智
設立時理事	内	山	田 竹 志
設立時理事	遠	藤	信 博
設立時理事	篠	原	弘 道
設立時理事	時	田	隆 仁
設立時理事	東	原	敏 昭
東京都練馬区北町三丁目 1 5 番 6 号			
設立時代表理事	綱	川	智
設立時監事	松	本	拓
設立時監事	丸	山	満 彦

第 55 条（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都大田区下丸子三丁目30番2号
設立時社員 キヤノン株式会社
東京都千代田区大手町二丁目3番2号
設立時社員 住友商事株式会社
東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
設立時社員 SOMP Oホールディングス株式会社
東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号
設立時社員 株式会社長大
東京都港区芝浦一丁目1番1号
設立時社員 株式会社東芝
東京都台東区台東一丁目5番1号
設立時社員 凸版印刷株式会社
東京都港区芝五丁目7番1号
設立時社員 日本電気株式会社
東京都千代田区大手町一丁目5番1号
設立時社員 日本電信電話株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
設立時社員 株式会社日立製作所
東京都港区芝浦三丁目1番1号
設立時社員 株式会社 F i x s t a r s A m p l i f y
川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
設立時社員 富士通株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
設立時社員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
設立時社員 三菱ケミカル株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
設立時社員 三菱電機株式会社

第56条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人量子技術による新産業創出協議会設立のため、設立時社員株式会社東芝外13名の定款作成代理人小泉純平は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子

署名する。

令和4年5月9日

令和6年5月10日 改正

設立時社員

東京都大田区下丸子三丁目30番2号

キャノン株式会社

代表取締役 御手洗 富士夫

東京都千代田区大手町二丁目3番2号

住友商事株式会社

代表取締役 兵 頭 誠 之

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

SOMP Oホールディングス株式会社

代表執行役 奥 村 幹 夫

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号

株式会社長大

代表取締役 野 本 昌 弘

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社東芝

代表執行役 島 田 太 郎

東京都台東区台東一丁目5番1号

凸版印刷株式会社

代表取締役 磨 秀 晴

東京都港区芝五丁目7番1号

日本電気株式会社

代表取締役 森 田 隆 之

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

日本電信電話株式会社

代表取締役 澤 田 純

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

株式会社日立製作所

代表執行役 小 島 啓 二

東京都港区芝浦三丁目1番1号

株式会社 F i x s t a r s A m p l i f y

代表取締役 三 木 聡

川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

富士通株式会社

代表取締役 時 田 隆 仁

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

代表執行役 太 田 純

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

三菱ケミカル株式会社

代表取締役 福 田 信 夫

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

三菱電機株式会社

代表執行役 漆 間 啓

上記設立時社員の定款作成代理人

川崎市高津区溝口二丁目17番30号

イクシア溝の口208

司法書士・行政書士 小 泉 純 平